

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年6月3日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

議決事項

上程事項なし

報告事項

- 第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(資料1)
- 第2 墨田区議会正副議長の就任について(資料2)
- 第3 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について(資料3)
- 第4 墨田区監査委員の就任について(資料4)
- 第5 P T A退任役員に対する感謝状の贈呈について(資料5)
- 第6 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について(資料6)

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならない、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

3 施行期日

公布の日

4 区長からの依頼文

別紙1のとおり

5 新旧対照表

別紙2のとおり

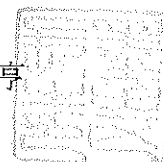
6 回答文

別紙3のとおり

3 墨 総 法 条 第 2 号
令 和 3 年 5 月 2 8 日

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和3年度墨田区議会定例会6月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、職員の服務の宣誓の際に、任命権者等の前で宣誓書に署名をする規定を改めるほか、所要の規定整備をする。
- 3 施行期日
公布の日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第5号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月7日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和33年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式」を「に別記様式」に、「に署名」を「を提出」に改め、同条第2項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式

1 教育公務員以外の職員

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

2 教育公務員

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、職員のサービスの宣誓の際に、任命権者等の前で宣誓書に署名をする規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。

企画総務委員会
令和3年 月 日

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては墨田区教育委員会。以下同じ。）に別記様式による宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>別記様式 〔別紙のとおり〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては墨田区教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p><u>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>別記様式 〔別紙のとおり〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式【改正案】

1 教育公務員以外の職員

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

2 教育公務員

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

別記様式【現行】

1 教育公務員以外の職員

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩

2 教育公務員

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩

3 墨教庶第410号
令和3年5月28日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和3年5月28日付け3墨総法条第2号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

3 議 第 1 2 4 号

令和3年5月27日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者

様

墨田区議会事務局長

小 倉 孝 弘

（公印省略）

墨田区議会正副議長の就任について（通知）

令和3年5月27日開会の令和3年度墨田区議会定例会招集議会において、
下記のとおり正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職 名	氏 名	住 所	電話番号	所属会派
議 長	き うち きよし 木 内 清	墨田区亀沢 2-12-3 霜鳥ビル 501	090-3060-8434	自由民主党
副議長	じんの ひろよし 博義	墨田区向島 5-29-2	3623-3699	公 明 党

※自由民主党＝墨田区議会自由民主党

※公明党＝墨田区議会公明党

(令和3年5月27日現在)

企画総務 委員会 (8人)	田中 邦友 (自民党)
	あさの 清美 (共産党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	中村 あきひろ (立憲墨)
	加藤 拓 (自民党)
	とも 宣子 (公明党)
	加納 進 (公明党)
	田中 哲 (きずな)
区民福祉 委員会 (8人)	はねだ 福代 (公明党)
	坂井 ひであき (自民党)
	渋田 ちしゅう (立憲墨)
	佐藤 篤 (自民党)
	高橋 正利 (公明党)
	あべ きみこ (墨立憲)
	としま 剛 (共産党)
	木内 清 (自民党)
地域産業都市 委員会 (8人)	福田 はるみ (自民党)
	藤崎 こうき (自民党)
	山下 ひろみ (共産党)
	かんだ すなお (自民党)
	堀 よしあき (無所属)
	じんの 博義 (公明党)
	樋口 敏郎 (自民党)
	高柳 東彦 (共産党)
子ども文教 委員会 (8人)	沖山 仁 (自民党)
	たかはしのりこ (公明党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	井上 ノエミ (新すみ)
	しもむら 緑 (自民党)
	大瀬 康介 (墨田才)
	おおこし 勝広 (公明党)
	はら つとむ (共産党)

議会運営 委員会 (9人)	加藤 拓 (自民党)
	おおこし 勝広 (公明党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	坂井 ひであき (自民党)
	高橋 正利 (公明党)
	福田 はるみ (自民党)
	はら つとむ (共産党)
	欠 員
	欠 員

(備考)

- 委員長 (自民党) 墨田区議会自由民主党
副委員長 (公明党) 墨田区議会公明党
(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団
(きずな) 地域連合「すみだの絆」
(墨立憲) 墨田区議会立憲民主党
(墨田才) 墨田オンブズマン
(新すみ) 新しいすみだ
(無所属) 無所属

(令和3年5月27日現在)

災害対策 特別委員会 (10人)	高柳東彦 (共産党)
	かんだすなお (自民党)
	坂井ひであき (自民党)
	渋田ちしゅう (立憲墨)
	あさの清美 (共産党)
	佐藤篤 (自民党)
	とも宣子 (公明党)
	じんの博義 (公明党)
	沖山仁 (自民党)
	田中哲 (きずな)
町会・自治会振興 特別委員会 (10人)	しもむら 緑剛 (自民党)
	としま 剛 (共産党)
	藤崎 こうき (自民党)
	たかはしのりこ (公明党)
	堀 よしあき (無所属)
	加藤 拓 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	大瀬 康介 (墨田才)
	福田 はるみ (自民党)
	木内 清 (自民党)
ひきこもり対策 特別委員会 (10人)	高橋 正利 (公明党)
	はら つとむ (共産党)
	山下 ひろみ (共産党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	中村 あきひろ (立憲墨)
	井上 ノエミ (新すみ)
	樋口 敏郎 (自民党)
	田中 邦友 (自民党)
	加納 進 (公明党)
議会改革 特別委員会 (12人)	加納 進 (公明党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	藤崎 こうき (自民党)
	渋田 ちしゅう (立憲墨)
	堀 よしあき (無所属)
	あさの 清美 (共産党)
	佐藤 篤 (自民党)
	加藤 拓 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	あべ きみこ (墨立憲)
おおし 勝広 (公明党)	
はら つとむ (共産党)	
墨田区基本計画調査 特別委員会 (16人)	加藤 拓 (自民党)
	おおし 勝広 (公明党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	坂井 ひであき (自民党)
	かんだ すなお (自民党)
	たかはしのりこ (公明党)
	中村 あきひろ (立憲墨)
	堀 よしあき (無所属)
	しもむら 緑剛 (自民党)
	高橋 正利 (公明党)
	としま 剛 (共産党)
	福田 はるみ (自民党)
	田中 邦友 (自民党)
	加納 進 (公明党)
田中 哲 (きずな)	
はら つとむ (共産党)	

(備考)
委員長
副委員長

- (自 民 党) 墨田区議会議長
- (公 明 党) 墨田区議会議長
- (共 産 党) 墨田区議会議員
- (立 憲 墨) 墨田区議会議員
- (自 民 党) 墨田区議会議員
- (公 明 党) 墨田区議会議員
- (立 憲 墨) 墨田区議会議員
- (無 所 属) 墨田区議会議員
- (自 民 党) 墨田区議会議員
- (公 明 党) 墨田区議会議員
- (立 憲 墨) 墨田区議会議員
- (無 所 属) 墨田区議会議員
- (自 民 党) 墨田区議会議員
- (公 明 党) 墨田区議会議員
- (立 憲 墨) 墨田区議会議員
- (無 所 属) 墨田区議会議員

3 墨総職第 4 7 1 号
令和 3 年 5 月 2 7 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

総務部長 岩 佐 一 郎
（公印省略）

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（令和 3 年 5 月 2 7 日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
鞆 宣 子	東京都墨田区緑四丁目 2 1 番 3 - 1 1 0 1 号	区議会議員選出

なお、大越 勝広 前委員は、令和 3 年 5 月 2 6 日をもって退任しました。

P T A 退任役員に対する感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、細目基準地域教育支援課15号、16号、17号及び18号に基づき、退任した連合P T A会長、単位P T A会長、連合P T A役員、単位P T A本部役員に対し、感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準(基準I)」

2(1)イ 連合P T A会長として、引き続き1年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	阿部 義剛	区立小学校P T A協議会 会長・会計・理事	令和3年5月21日	教育長
2	小川 政美	区立中学校P T A連合会 会長	令和3年5月28日	教育長
	計	2名		

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準(基準I)」

2(1)ロ 単位P T A会長として在職した者で、同会長、副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	菱田 正樹	第一寺島小学校 会長・副会長・庶務	令和3年5月13日	教育長
2	尾崎 昌宏	本所中学校・横川小学校 会長	令和3年5月13日	教育長
3	丸本 健	外手小学校・本所中学校 会長・副会長・庶務	令和3年5月13日	教育長
4	木村 美恵子	曳舟小学校・文花中学校 会長・書記・庶務	令和3年5月14日	教育長
	計	4名		

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準(基準I)」

2(1)ハ 連合P T Aの副会長、会計、会計監査、理事又は書記として、引き続き1年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	内藤 美穂	区立小学校P T A協議会 副会長・理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
2	北里 公一	区立小学校P T A協議会 副会長・理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
3	小林 博	区立小学校P T A協議会 副会長・理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
4	栗原 史成	区立小学校P T A協議会 副会長・会計・理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
5	大井 雅人	区立小学校P T A協議会 副会長・理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
6	相澤 しのぶ	区立小学校P T A協議会 副会長・理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
7	一口 学	区立小学校P T A協議会 理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
8	森田 修司	区立小学校P T A協議会 副会長・理事	令和3年5月21日	連合P T A会長・教育長連名
9	尾崎 昌宏	区立中学校P T A連合会 副会長	令和3年5月28日	連合P T A会長・教育長連名
10	小出 昭	区立中学校P T A連合会 副会長	令和3年5月28日	連合P T A会長・教育長連名
11	藤田 桂一郎	区立中学校P T A連合会 会計	令和3年5月28日	連合P T A会長・教育長連名
12	加藤 方里子	区立中学校P T A連合会 庶務	令和3年5月28日	連合P T A会長・教育長連名
	計	12名		

(贈呈基準)

「P T A役員に対する感謝状贈呈基準 (基準 I)」

2 (1)ニ 単位P T Aの副会長、会計、書記又は庶務として、通算 5 年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	贈呈主体
1	むらこし あきこ 村越 明子	第一寺島小学校 副会長・会計・庶務	令和 3 年 5 月 13 日	単位 P T A 会長・教育長連名
2	くろいわ えりこ 黒岩 恵利子	本所中学校・外手小学校 会計・庶務	令和 3 年 5 月 13 日	単位 P T A 会長・教育長連名
3	たけだ みな 武田 未奈	本所中学校・柳島小学校 書記・庶務	令和 3 年 5 月 13 日	単位 P T A 会長・教育長連名
4	はぎわら まりこ 萩原 真理子	本所中学校・横川小学校 副会長・庶務	令和 3 年 5 月 13 日	単位 P T A 会長・教育長連名
5	ちば めいこ 千葉 明子	文花中学校・押上小学校 副会長・会計	令和 3 年 5 月 14 日	単位 P T A 会長・教育長連名
6	さとう えみ 佐藤 恵美	文花中学校・第四吾嬬小学校 副会長・庶務	令和 3 年 5 月 14 日	単位 P T A 会長・教育長連名
7	おかざき たかひろ 岡崎 敬広	文花中学校・曳舟小学校 副会長・会計	令和 3 年 5 月 14 日	単位 P T A 会長・教育長連名
8	いしだ まさよ 石田 雅代	両国中学校・緑小学校 会計・庶務	令和 3 年 5 月 21 日	単位 P T A 会長・教育長連名
9	かざと ようこ 風戸 陽子	両国中学校・緑小学校 会計・庶務	令和 3 年 5 月 21 日	単位 P T A 会長・教育長連名
	計	9 名		

新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策として、国の「緊急事態宣言」の再延長及び、本区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、以下の施設等について、対応方針を定める必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年5月29日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応方針について

(1) 区立幼稚園、小中学校

教育活動を継続する。

(2) 学校施設貸出（旧学校施設含む）

ア 屋外施設（校庭）

令和3年6月1日から6月20日までの間、午後8時まで貸出しを行う。

イ 屋内施設

令和3年6月5日から6月20日までの間、午後8時まで貸出しを行う。

(3) すみだ郷土文化資料館

令和3年6月1日から開館する。

(4) 立花大正民家園旧小山家住宅

令和3年6月1日から開館する。

(5) すみだわんぱく砦

利用を継続する。

(6) 放課後子ども教室

事業を継続する。

(7) 区立図書館

令和3年6月1日から6月20日までの間、午後8時まで開館する。

（ただし、休館前と同様、閲覧席の間隔を空けたり、1時間以内の利用要請を行うなど、感染予防対策を徹底して開館する。）

※ 上記の_____部分は、今回の再延長に伴う変更箇所